



長野県報

1月16日(月)
平成29年
(2017年)
第2841号

目 次

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
昭和63年長野県告示第85号（湖沼水質保全特別措置法の規定による諏訪湖に係る指定地域における化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準）の一部改正（水大気環境課）	3
平成6年長野県告示第280号（湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定による諏訪湖に係る指定地域における窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量規制基準）の一部改正（水大気環境課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（5件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（4件）（道路管理課）	4
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	5
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	6
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8

訓 令

長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課・特別支援教育課）	9
----------------------------------	---

告 示

長野県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	横田克彦	長野県駒ヶ根市赤穂4225-1	ユーホ歯科診療所	長野県駒ヶ根市赤穂4225-1	平成28年4月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤 佐久薬局	長野県佐久市中込3282-1	平成28年12月1日

通所介護、介護予防通所介護	特定非営利活動法人なでしこ	長野県諏訪郡下諏訪町社6747	ほがら家 赤砂	長野県諏訪郡下諏訪町西赤砂4406	平成28年5月1日
訪問看護、介護予防訪問看護	医療法人青樹会	長野県松本市島立2093	一之瀬訪問看護ステーション	長野県松本市島立2104	平成28年11月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤 辰野薬局	長野県上伊那郡辰野町辰野1466-1	平成28年12月1日

地域福祉課

長野県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
居宅介護支援	特定非営利活動法人ケ・セラ	長野県松本市出川町11番6号	ケ・セラ社会福祉士事務所	長野県松本市出川町11番6号	長野県松本市出川町11番6号	長野県松本市村井町西1丁目5番18号	平成28年2月10日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社ブルーバード	長野県松本市筑摩一丁目19番1号	青い鳥薬局寿店	長野県松本市寿北8丁目21番3号	長野県松本市筑摩一丁目19番1号	長野県松本市大字三才山1095番地	平成28年11月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社ブルーバード	長野県松本市筑摩一丁目19番1号	青い鳥薬局庄内店	長野県松本市筑摩一丁目19番1号	長野県松本市筑摩一丁目19番1号	長野県松本市大字三才山1095番地	平成28年11月1日

地域福祉課

長野県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内2-2-2	アイセイ薬局伊那西町店	長野県伊那市西町5746-4	平成28年9月30日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内2-2-2	アイセイ薬局伊那店	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪9979-14	平成28年9月30日

居宅介護支援	有限会社坂東ホーム	長野県飯山市大字飯山624番地6	坂東ホーム居宅介護支援事業所	長野県飯山市南町18-2	平成28年11月30日
--------	-----------	------------------	----------------	--------------	-------------

地域福祉課

長野県告示第14号

昭和63年長野県告示第85号（湖沼水質保全特別措置法の規定による諏訪湖に係る指定地域における化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準）の一部を次のように改正します。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

別表2の白樺湖終末処理場の項を削る。

水大気環境課

長野県告示第15号

平成6年長野県告示第280号（湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定による諏訪湖に係る指定地域における窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量規制基準）の一部を次のように改正します。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

別表1及び別表2中「別表第1の66の2、66の3」を「別表第1の66の3」に、「又は66の7」を「、66の7又は66の8」に改める。
別表3の白樺湖終末処理場の項を削る。

水大気環境課

長野県告示第16号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年1月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（佐久市都市計画基本図整備）

2 作業期間

平成28年10月28日から平成29年2月17日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 払沢茅野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字六首川4276番地先から 茅野市ちの字八日市場3012番の11地 先まで	旧	7.5～26.1	0.1800
同上	新	14.1～26.1 10.8～24.3	0.1800 0.2099

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町字南條119番の7地 先から 下伊那郡阿南町字西條2567番の14地 先まで	旧	21.5～39.0	0.1751
同上	新	12.5～32.2	0.1751

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

1 道路の種類 県道

2 路線名 大町麻績インター千曲線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字戸倉字上中町1769番の1地先から千曲市大字戸倉字上中町1769番の1地先まで	旧	m 9.0~13.0	km 0.0088
同 上	新	m 15.0~40.8	km 0.0088

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県長野建設事務所長 山岸勸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野菅平線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字大豆島字大角豆河原1055番の5地先から長野市大字大豆島字大角豆河原1053番の1地先まで	旧	m 7.7~8.0	km 0.0630
同 上	新	m 15.8~15.9	km 0.0630

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

1 道路の種類 県道

2 路線名 南永江替佐停車場線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字穴田字橋場5番の7地先から中野市大字穴田字日向3759番の2地先まで	旧	m 11.0~40.0	km 0.1555
同 上	新	m 11.0~35.0	km 0.1350

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

1 路線名 松川インター大鹿線

2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村大草6958番の4地先から

上伊那郡中川村大草6958番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月16日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 路線名 153号

2 供用を開始する区間

塩尻市大字塩尻町字堰口1612番の5地先から

塩尻市大字金井字八幡320番地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月16日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
千曲市大字戸倉字上中町1755番の8地先から
千曲市大字戸倉字上中町1769番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年1月16日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月16日

長野県長野建設事務所長 山岸勸

- 1 路線名 長野菅平線
- 2 供用を開始する区間
長野市大字大豆島字大角豆河原1055番の5地先から
長野市大字大豆島字大角豆河原1053番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年1月16日

道路管理課

選告示第2号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年1月16日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「千寿園

駒ヶ根市赤穂8,180-12」を

「小規模特別養護老人ホーム みぶの里

伊那市美篶5324-1 に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施

千寿園

駒ヶ根市赤穂8,180-12」

設中

「老人保健施設 すずたけ

伊那市美篶7792番地3」を

「老人保健施設 すずたけ

伊那市美篶7792番地3 に改める。

介護老人保健施設 みぶの里

伊那市美篶5324-1」

選挙管理委員会

選告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成29年1月16日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

「天竜村老人福祉センター

「天竜村大字平岡876番地2

天竜村選挙管理委員会

天竜村村民体育館

「天竜村大字平岡876番地2

」

を

「天竜村老人福祉センター

「天竜村平岡876番地2

天竜村選挙管理委員会

天竜村村民体育館

「天竜村平岡876番地2

」

天竜村文化センターなんでも館

「天竜村平岡876番地2

」

に改める。

選挙管理委員会